

## 日本核医学技術学会における医学系研究に関する倫理指針

1. 人を対象としたすべての医学系研究は、文部科学省及び厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月22日制定，平成29年2月28日一部改正）に則って実施し，研究機関に設置された倫理委員会の承認を得たものでなくてはならない。また，介入を伴う前向き研究に該当する場合は，大学病院医療情報ネットワーク（University Hospital Medical Information Network: UMIN <http://www.umin.ac.jp/crt>）等の公的機関に登録・公開すること。
2. 上記指針に該当する医学系研究について「核医学技術」への投稿および日本核医学技術学会が主催する学術研究会で発表を行う場合は，所属する機関に設置されている倫理審査委員会の承認を得た研究であることを本文中またはスライド中に明記すること。
3. 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準じて健常者やボランティアに対する研究を実施する場合は，研究を実施される者や研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者に対して十分なインフォームド・コンセントを行うこと。
4. 「核医学技術」への投稿および日本核医学技術学会が主催する学術研究会で発表を行う場合は，厚生労働省「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」（平成20年3月発行，平成29年2月23日一部改正）に従って，利益相反状態を明らかにすること。利益相反状態にある場合は，該当する企業名や団体名を明記し，利益相反状態にない場合は，「利益相反に該当なし」などの文言を入れること。
5. 臨床画像や解析結果など個人情報を扱う場合は，個人情報保護のために必要な処置を講じること。また，研究を公表する際に個人情報をを用いる場合は，細心の注意を払うこと。
6. 二重投稿，盗用および捏造は，研究の信頼性を損なう行為であり，発覚した場合は研究活動にも制約が課される。本学会では以下の条件に当てはまる場合を二重投稿とみなす。
  - 1) 他の学会誌で公表された，または投稿中の論文と内容が同一もしくは極めて類似している場合。
  - 2) 他の学会誌等で公表された論文と同じデータを，引用を明記することなく使用している場合。
  - 3) すでに公表されている論文を他の言語で投稿した場合。

なお，二重投稿，盗用および捏造の疑惑が生じた場合は論文審査委員会で審議を行い結果を理事会に報告する。

平成29年9月10日